

【史料1】岐阜県歴史資料館「自明治七年至明治二十年内記部命令指令内務 第二卷」(岐阜市史 史料編 近代1) 岐阜市、一九七七年、七八三〜七八四頁)。

其県管下加納宿始九ヶ宿惣代加納町商中川藤九郎ヨリ、娼妓・芸妓貸座敷之儀ニ付、去十七日別紙甲号之願書差出候処、添翰モ無之、殊ニ其庁へ最前兩度出願、朱書指令之旨趣モ有之、一体右等商業之如キハ無比醜穢之業体ニテ、人民可恥事ニ有之、譬へ隣県ニ營業之者有之候トモ、夫等比較彼是出願スヘキ事ニ無之、其県下ニ於テ右商業之者モ無之ハ甚美事ト云ヘクシテ可喜事柄ニ付、篤ト弁別、早々帰郷之上、県庁指令之通他ニ生計之目途可相立、尤九ヶ宿之者共へモ前段可申諭様、懇々説諭ヲ加へ候処、承服之末説諭之趣書面ヲ以達不相蒙テハ、帰郷之上九ヶ宿之者共何様説解シ候トモ信用致間敷趣ヲ以、別紙乙号之通申出候得共、素ヨリ順序ヲ不経出願ニ付、書面ヲ以指揮スヘキ事柄ニ無之旨申達、願書不残下渡置候、此旨為御心得及御通達候也

岐阜県参事 小崎利準殿

内務大少丞

追而本文之通書面ヲ以指揮スヘキ筋ニ無之旨、申達候処、九ヶ宿之者共承服ハ無覺束、果シテ出京再度可及出願様可立至旨申立候条、是亦為御心得申副候也

【史料2】岐阜県歴史資料館「自明治七年至明治二十年内記部命令指令内務 第二卷」

別紙之通願書奉差上候ニ付テハ戸長奥印、岐阜県御添簡申請出京可仕筈ニ御座候得共、別紙歎願書面ニ申上候通之情態ニテ其儀行届不申、無余儀私共出府奉歎願候儀ニ御座候間、此段御憐察被成下、偏ニ御寛大之御評議ヲ以御取上之儀奉歎願候、以上

明治八年二月十七日

東京府下第壹大区四小区神田

連雀町十八番地水谷徳兵衛止宿

岐阜県管下

第壹大区五小区

美濃国厚見郡加納宿村

九ヶ宿惣代

同区同小区加納町五番地

商 中川藤九郎

内務御省

〔朱書〕「甲号」

嘆願書

東京府下第壹大区四小区神田

連雀町十八番地水谷徳兵衛止宿

岐阜県管下

第壹大区五小区

美濃国厚見郡加納宿村

九ヶ宿惣代

同区同小区加納町五番地

商 中川藤九郎

一 右奉申上候、私共儀、旧藩制之砌ヨリ旅籠屋・料理屋渡世ニテ、飯盛女ト唱へ、当時芸妓・娼妓ト相唱へ候者共抱置申候処、去ル明治五年十月中年奉公人一切解放被仰出候間、右御主意ヲ遵奉シ速ニ父兄等江差戻申候、然ルニ無程東京御府下ヲ初、更ニ芸妓・娼妓、貸座敷之名称御允許相成、夫々規則相立、賦金ヲモ被仰出、公然營業仕候旨及承、追々外御府県ニ於テモ右規則ニ模倣シ、同様御允許被為在候旨承知仕、則別紙甲号之通、岐阜県御庁江奉願上候処、右渡世之儀は姪風ヲ導キ不締之事共有之ヲ以テ、先般御布令ニ依リ解放之後ハ、願之趣難聞届、生業之目途ハ別段相立べく旨等、朱書之通御指令相成候得共、何レモ累世之家業ヲ失ヒ候以來、只々困却罷在候而已、素ヨリ資産トテハ無御座、随テ外ニ生業之目的難相立、一同苦心申尽候処、前件解放之御主意ハ、乍恐從前芸娼妓初年奉公人之体裁自カラ人身売買ニ類似仕候条、右醜弊御洗除被為在候御儀ト奉恐察候、何ントナレハ素ヨリ男女之差別無之、一般二年奉奉

公人解放被仰出、其後引続キ東京御府下ヲ初、更ニ芸娼妓貸座敷御允許被為在、賦金ヲモ改テ被仰出候次第ニテ、全ク人民自由之權利ヲ妨ケ無之、各自營業仕候様、厚キ御主意之趣、深ク奉感戴候処、岐阜県御県下之人民ニ限り前書之營業断然御差留相成候段、乍恐全国同轍之

御政体ニオイテ如何可有御座哉、既ニ四隣之御県地ニテハ右營業盛ニ被行候ヨリ、該御県内無知之良民共四隣ニ風化シ、若シ私娼体之所業ニ及ビ候者出来候ハ、忽チ嚴重ノ罪科ニ被仰付候半ト、誠ニ以恐懼極、痛心之限りニ御座候、去リ連該県御庁ヘハ其後再三御嘆願申上候得共御採用無御座儀ニ付、最早此上押返シ難申上、不得止今般私儀九ヶ宿惣代ヲ以出京仕、此段直ニ御嘆願申上候儀ニ御座候間、前書之次第深ク

御憐察被成下、非常之御愛恤ヲ以、外御府県一般之通私共ヘ芸娼妓貸座敷渡世御允許被成下候様仕度、左候ハ、猶更嚴整之規則相立、賦金等之儀モ委詳取調奉伺候様可仕候条、至急御聞濟被成下度、別紙写相添此段奉歎願候、以上

明治八年二月十七日

右 中川藤九郎印

東京府下第一大区四小区

神田連雀町十八番地

宿主 水谷徳兵衛印

内務御省

【史料3】岐阜県歴史資料館「自明治七年至明治二十年内記部命令指令内務 第二卷」

乍恐奉歎願記

私共儀

御一新以来厚 御仁恵ノ折柄ニ付、猶更旅籠屋・料理屋家業相當罷在候処、近年旅人通行之者モ少ク、実以一同難渋ニ相迫、日夜心配仕、何ト力土地潤沢之方法相立申度ト是迄種々勘考仕候得共、微力ノ者ニテ思敷目的も無之、然ルニ不計芸妓渡世仕度旨追々頼込候者モ有之、双方并小商ノ者迄モ都合宜敷儀ニ付、更ニ一同申談仕、御沙汰通税金上納可仕間、右芸妓寄留為仕、貸座敷渡世仕度候、依之 三府并他府県御振合も可被為在儀ト奉恐察候、何分出格之以 御憐

愍御免許被成下置、都テ御規則書御下渡奉願下度、一同堅相守可申候、尤取締人四、五名御設立可被成下候様、此段幾重ニモ御聞濟之程、謹奉歎願候、以上

第十二大区一ノ小区恵那郡大井駅

林 鷹三郎 外十四人

第九大区八ノ小区 郡上八幡町

古田与七郎 外七人

第九大区十ノ小区 同郡同町

市原新七

第十一大区十小区 土岐郡大湫村

小池宗六 外六人

第一大区五ノ小区 厚見郡加納町

佐藤竹治 外二十四人

第七大区三ノ小区 本巢郡美江寺駅

宇野喜三郎 外十四人

第四大区十三小区 不破郡赤坂駅

清水幸右衛門 外十二人

第四大区十ノ小区 不破郡垂井駅

石井庄八 外四人

第四大区十一ノ小区 不破郡関ヶ原

岡野重右衛門 外九人

第五大区四ノ小区 安八郡大垣町

児玉民治 外六人

第五大区十二小区 安八郡墨俣駅

加藤次郎兵衛 外貳拾人

岐阜県参事小崎利准殿

前書之通奉願上候ニ付、奥印仕候、以上

八ヶ駅村戸長

〔朱書〕

芸妓・貸座敷渡世之儀ハ、淫風ヲ導キ不締之事共有之ヲ以、先般御布令ニ依リ解放之後ハ管内一般差止メ置候儀ニ付、書面願之趣ハ難聞届候条、生業ノ別途別段相立可申事

明治六年六月廿三日

岐阜県参事小崎利準印

【史料4】岐阜県歴史資料館「自明治七年至明治二十年内記部命令指令内務 第二卷」

以書付奉懇願候

私共儀、年来芸妓娼妓貸座敷能女娼屋 非體下也渡世罷在候処、去ル明治五年十月中年奉公

人一切解放被 仰出、其後当御管内ハ右渡世之者一切御差留ニ相成、右業ニ狎レ居候者、頓ニ生計ノ目途ヲ失ヒ、殆困窮・切迫ニ立至リ、父子不相養、妻子離散ノ容ニ付、不得止、昨明治七年六月中最寄九ヶ所連印歎願仕候処、右御指令ニ芸妓貸座敷渡世之儀ハ淫風ヲ導キ不締之事共有之ニ付、御聞届難相成、外ニ生計ノ目途相立候様被 仰渡候ニ付、決テ淫風ヲ導候様之所業仕間敷旨ヲ以尚追願仕候節々、懇篤ノ御説諭ヲ蒙リ深ク御趣意ノアル所ヲ悟リ、爾来必至ニ勉勵自営ノ途相考候得共、前頭ノ如ク処々累世ノ業ヲ廢止セラレ、之力為メ損害ヲ蒙リ候儀モ不少、随テ他ノ営業ニ転移候儀モ行届兼、必至困却仕候ニ付、漸次ニ転業ノ方法相立申度、依テ情こころヲ懸考仕候得ハ、乍恐方今ノ 御政体全国一途府県同一ノ御制度ニ有之、従前束縛ノ宿弊ハ速ニ御洗除相成、何業何職ニ不限御禁令ニ不相触儀ハ都テ人民ノ願ヒニ被任、勉テ人民ノ權利ヲ伸張セシムルノ御趣意ト奉伺候、然ルニ当御県下ニ限り外府県ニ於テ既ニ御允許相成職業嚴重御差留相成候儀ハ乍恐全国同一ノ御制度ニ戻リ、下モ人民ノ權利ヲ御压抑相成候儀ニ相当リ不申哉ト悲歎痛哭ノ至ニ不堪、今般更ニ別紙方法書相副懇願候、何卒出格ノ御憐愍ヲ以右営業御差許相成候様仕度、此段以惣代御願奉申上候、以上

明治八年一月十四日

芸妓渡世願人

当県第壹大区五小区加納丁三番地所

富松要蔵娘 かね

同

森源助後家ゆう娘 かま

娼妓渡世願人

同 小川伊平後家いち娘 もと

同 五番地所長谷川寅吉娘 つる

貸座敷渡世願人

佐藤竹次 外十老人

右惣代

鈴木又四郎

簾 喜平

篠田 利七

岐阜県参事小崎利準殿

〔貼紙〕

茲三戸長奥印ノ儀相成頼候処、何故坎調印仕兼候趣申聞候ニ付、段々及掛合候得ハ、戸長松波丑吉郎被申聞候ニハ、私共職掌上ニ於テハ聊異議無之候得共、県庁ヨリノ御譴責ヲ恐レ候様ト甚不条理ノ儀申聞、更ニ奥印不致呉候故、不得止予テ御布令ニ戸長壅閉シテ奥印不致節ハ其儘出願不苦旨奉承知候間、戸長奥印不致呉儘出願仕候、此段御聞濟奉願候

〔朱書〕

貸座敷渡世再願之趣ハ最前及指令候通一切難聞届候事

明治八年一月十四日

岐阜県参事小崎利準印

【史料5】岐阜県歴史資料館「自明治七年至明治二十年内記部命令指令内務 第

嘆願書

東京府下第壹大区四小区神田

連雀町十八番地水谷徳兵衛止宿

岐阜県管下

第壹大区五小区

美濃国厚見郡加納宿村

九ヶ宿惣代

同区同小区加納町五番地

商 中川藤九郎

右奉申上候、私儀、加納宿代初九ヶ宿惣代ニテ出府仕、別紙之通芸妓娼妓貸座敷渡世御免許ノ儀、直ニ御歎願申上候処、昨日武井少丞殿ヨリ御説諭之趣ヲ以テ松平大祿殿ヨリ懇ニ御説諭被仰渡候趣、委詳拝承仕候得共、昨日モ演達仕候通、九ヶ宿元同業ノ者共多人数、此一条歎願而已ニ打懸リ居、既ニ家財諸色等追々売却、食料等ニ遣果シ候儀ニテ、最早別段生業ノ目途可相立資本無御座而已ナラス、今日活計殆窮迫ヲ極メ候ヨリ、必死歎願ノ決心ニテ、私儀出府仕候儀ニ付、段々御懇諭之趣ハ実以奉恐入候得共、外御府県ニ異リ該御県ニ限り前書之營業御允許無御座段、於御省モ至当ノ御評議ニ御座候ハ、御県ニ限り候儀ニ付外御府県へ差響等御座有間敷候条、特別之御仁恵ヲ以、私共へ別段生業可相立方法御授与被成下候様、岐阜県御庁へ御達被下度、此段厚御評議被成下候様仕度、只管奉歎願候、以上

但、本書之趣ハ岐阜県御庁ヲ経テ可奉願儀ニテ於御省直ニ御採用難相成候ハ、昨日モ演達仕候通九ヶ宿元同職共へ私ヨリ演説而已ヲ以、御説諭之趣申伝候へ共、迎モ信用ハ仕間敷、全ク私儀願方不行届ノ儀ニ陥リ、必ス元同職共之内引替リ出府仕、最前ノ通御歎願可申上ハ眼前ニテ私儀甚以迷惑難決仕候間、昨日奉願上候通、御採用難相成趣御一筆御渡被成下候様仕度、此段再心奉懇願候、左候ハ、右御書取ヲ抛トシ如何様ニモ力尽シ私ヨリ説諭申伝候様可仕下奉存候、此段厚御憐察被成下度申上候、以上

明治八年第二月廿日

右 中川藤九郎印

内務御省

東京府下第一大区四小区  
神田連雀町十八番地  
宿主 水谷徳兵衛印

【史料6】『岐阜新聞』明治8年3月8日（カナ↓かな）

近日県下ノ巷談を聞くに、専ら娼家を開く免許あるとの説なり、愚思へらく、当県御一新来、先令長谷部君、風俗を正され、淫風を一洗ありしより、以来数年一日の如く、民漸く淳厚なり、今更部民に害ある浮華の類免許ある可きやうなし、但県下事情に通せず、只管に繁栄を希望（マ）をして此説をなし、

免（ゆうじよやごめん）淫（いん）の（こと）を諷するなり、尤も右之類免許あらば県下は一時繁昌なるべけれども、管下より輻輳するもの自然と破産・流亡に至りぬべし、県下の繁

栄は部民の衰疲なれば、彼の股を（割）剥きて腹に充るものと同論たるべし、県下の

景況は肅整にして不繁盛に見ゆるが、却て良治の驗（しるし）なり、何ぞ虚（うは）栄（さか）を事とせん、因て愚意を贅する者は県下忠節村に寓する琢菴好古道人なり

○編者曰く説得て甚厳正なり、尤も本県（ゆうじよをゆるさぬ）禁（いん）淫（いん）の美事たることは、頃日

内務省より参事君へ通知ありし書簡あり、之を後号に掲す、看官善く之を記せよ

【史料7】『岐阜新聞』明治8年3月12日（カナ↓かな）

○雑報○娼（いうちよや）妓（ま）解（い）放（はな）の令、一たび出、府県之を奉ぜんとして其勢止め得

ざるか、終に貸座敷なる一種異名同実の業目を拈（ひね）出せり、余（いうちよや）燼（い）再燃（ま）其旺盛、更に前日に駕せんとす、豈可レ歎の極ならずや、我岐阜県の如きは、

先年解放の令ありし頃、妓輩各復籍せしめ就業の目途も備はりし

を以て、今日に至りては県下の淫風日を逐て掃却し、庶民其沢を蒙り

歡喜せざる者なきに至れり、然るに独從前の青樓亡人を業とするの

輩、方今各府県の况致を見聞し復業の念、勃々不レ息、終に客歳來

一回ならず兩回まで県庁へ出願せし処、汚醜の業体なる段、懇々説論の上採用

なかりしが、良薬口に苦きの諺、旧染の濫業忘れ得難く、只管本庁の束縛・圧

政とのみ誤認し、此上は直に東京内務省へ哀訴するに如かずと、總代中川藤九

郎という者をして該地へ出発せしめしを、各大区副区長等これを聞き其禁制の

美、或は廢弛あらんを恐れ、左之通県庁へ上陳せりとぞ

芸娼妓等の類、去明治五年御解放の後、御管下に於ては御嚴禁相成候より、自

然風俗も純良に歸し、人民の幸福不過之、一般拳而御仁政奉戴、拊喜罷

在候処、從前宿駅に於て、右職業相當居候者共、一時の餬口の途を失、難渋之

段追々歎願申出候も、篤く御説諭を被加、御採用無之趣承り、安堵候処、即今

右営業ノ者共、必至困窮の旨を以願立、既に御本省迄へも控訴可仕所存にて出

京致し候者も有之哉の巷説に紛々、真に驚愕の至りに候、万々一御許可相成候

節は、一般風儀を壊亂し人情を浮薄にするのみならず、人身の健康を妨害し、

学事上或は産業上に於ても遊惰・放蕩自ら行れ、其弊害不少、且区戸長等事故

畢竟袖手にして餬口せんと欲するよりの困窮に付、自今更に正業に従事勉勵

候得は活計も亦難きに非ず、何分當御県下に於て今更右等の営業御許可有之候

ては、懶惰人袖手餬口の爲めに御管下人民の險艱を醸し、所謂一滴の糞

汁満瓶の清水を混穢するの理に付、此上改業難出來者は速に他の御管下類業の

地へ移転・寄留し営業候は、両全の儀に奉存候間、御管下に於て営業の儀は断

然御採用無之様、只管奉願候、右之趣御本省迄も御申達に預り度、依之各大区

副区長總代連署此段奉仰願候也

明治八年二月廿八日

岐卓県参事 小崎利進殿

(第一大区から第二大区副区長一八名の署名)

右の如く建言せし処、不レ幾して内務大少丞の各位より、本県参事君へ通

知ありし書簡の概略左の如し○其県管下加納宿始九ヶ宿總代加納町商中川藤九

郎より娼妓芸妓貸座敷の儀に付、去十七日別紙甲号の願書差出候処、添翰も無

之、殊二其庁へ最前両度出願朱書指令の旨趣も有之、一体右等商業の如きは無

比醜穢の業体にて、人民可恥事に有之、譬へ隣県に営業の者有之とも、其等比

較彼是出願すべき事無之、其県下に於て右商業の者無之は甚美事と云ふべくし

て可喜事柄に付、篤と弁別早々帰郷の上、県庁指令の通他に生計の目途可相立、

【史料8】岡本太右衛門家所蔵『岐阜市史 史料編 近代一』（岐阜市、一九七七年）九三〇頁。

遊廓開設御願

当岐阜ノ儀ハ、從來一市邑ヲ為シ、置県以降殊更繁栄ニ赴キ、別テ近來汽車交通ノ便ヲ得、随テ当地ニ往來スル者陸續斷ヘス、戸數人口次第第二輻輳・増殖ノ景況ニ候処、奈何セン、現今市街ノ区域甚々狹隘ニシテ、自他ノ人民居住地ニモ差間、百般事業ノ進路ニ妨害ヲ与フル実ニ少ナカラス、是レ近時当地有志者ノ市區改良ヲ切望スルノ因由ニシテ、今ヤ幸ニ之ヲ採用セラレ、上加納村地内ヲ始メ市街接続ノ地ニ縱横新道ヲ開キ、大二市區ノ規模ヲ恢張スルノ御計画アリテ、既ニ一、二ノ新道御施工、其他引続御着手相成候趣、市民ノ幸福無此上儀ト奉存候、就テハ当御管下ノ儀、従前娼妓貸座敷營業ノ如キ一切御許可不相成儀ニハ候得共、私共熟々前途ヲ相察スルニ、地方次第繁栄ニ及ヒ人民益輻輳スルニ於テ、姪風醜俗ノ之ニ随伴スルハ各地免レ難キノ情勢ニ付、寧ロ今日ニ當リ、地方ノ繁栄ヲ図ルト同時ニ併セテ之ヲ計画セラレ、郊外適當ノ地ニ於テ一区域ヲ画シ、遊廓ヲ設ケ、該營業免許相成候ハ、御取締上却テ便宜ヲ得、矯風移俗ノ御保護モ實際行届可申儀ト愚考仕候処、幸富次郎所有地、上加納村字高巖ノ内、別紙図面朱引<sup>凡巻四</sup><sub>四</sub><sup>百</sup><sub>百ノ場所適當ノ地ト被存候間、右場所ニ於テ遊廓開設ノ儀御許可相成候様奉懇願度、右ハ今般市區御恢張ニ際シ、将来風俗ノ如何ヲ顧念スルノ微衷ヨリ發起仕候儀ニテ、弥々御許可ノ上ハ諸事御指揮ヲ仰キ不都合無之様可仕ハ勿論、聊カ公益益ヲ計ルノ赤心ヲ表シ度候条、愚哀宜御諒察、出格之御詮議ヲ以テ願意速ニ御許可被成下度、此段奉願候也</sub>

明治二十一年七月三十日

厚見郡上加納村有志総代

地主願人 大矢富次郎

願人 坂井田民吉

同 千種 治平

同 篠田 忠七

同郡岐阜町有志総代

同 本島源左衛門

同 近藤伊三郎

同郡小熊村有志総代

同 岡本 正樹

同郡今泉村有志総代

同 奥村 正介

同郡稲東村有志総代

同 小林哲次郎

岐阜県知事 小崎利準殿

前書之通願上候ニ付奥印仕候也

厚見郡上加納村

戸長 篠田 太蔵

同郡岐阜米屋町外五十四ヶ町村

戸長 後藤 信明

庶第一一九四号

書面願之趣、向十五ヶ年間聴許ス

明治二十一年八月十六日

岐阜県知事 小崎利準印

【史料9】岡本太右衛門家所蔵『岐阜市史 史料編 近代一』（岐阜市、一九七七年）九三一頁。

申合規約書

今回有志者協議ノ上、厚見郡上加納村地内ニ於テ遊廓開設ヲ出願シ、該遊廓地ヨリ生シタル利益金支出方法ニ付、申合規約ヲ定ムル左ノ如シ

一 利益金式万式千円ハ、有志者協議ノ上、上加納村・今泉村・小熊村・岐阜町・稲東村ノ道路開設及ヒ公益ノ事業ヲ目的トシテ支出スルモノトス

一 有志者中ヨリ委員八名ヲ選定シ、該委員ニ於テ金員出納及ヒ事業ノ目的ヲ立ル等ヲ担当セシムヘキモノトス

一 総テ事業ヲ起スハ委員ノ見込案ヲ有志者協議ノ上、県庁ノ指揮ヲ仰キ挙行

スルハ勿論、工事ハ県庁ニ委託スルモノトス

スルハ勿論、工事ハ県庁ニ委託スルモノトス

一 該規約ハ有志者協議ノ上、追テ改正・増減スル事アルヘシ  
右之通申合規約ヲ定ムル上ハ、決テ異議無之、依テ各自記名・調印スルモノ也  
明治二十一年八月六日

岐阜

本島源左衛門<sup>印</sup>

近藤伊三郎<sup>印</sup>

渡辺甚吉<sup>印</sup>

加藤与三郎<sup>印</sup>

箕浦宗吉<sup>印</sup>

賀島勘藏<sup>印</sup>

永井靖九郎<sup>印</sup>

稲束村

小林哲次郎<sup>印</sup>

神山喜一郎<sup>印</sup>

小熊村

岡本太右衛門<sup>印</sup>

岡本正樹<sup>印</sup>

大沢儀三郎<sup>印</sup>

端山忠兵衛<sup>印</sup>

今泉村

小川汲三郎<sup>印</sup>

奥村正介<sup>印</sup>

戸崎仁平<sup>印</sup>

玉井伊三郎<sup>印</sup>

塩谷甚次郎<sup>印</sup>

篠田金藏<sup>印</sup>

篠田正平<sup>印</sup>

熊谷孫六郎<sup>印</sup>

上加納村

千種治平<sup>印</sup>

篠田作平<sup>印</sup>

篠田祐八郎<sup>印</sup>

遠藤豊三郎<sup>印</sup>

大矢半蔵<sup>印</sup>

高橋慶二郎<sup>印</sup>

代印慶三郎

篠田忠七<sup>印</sup>

宇野嘉平<sup>印</sup>

棚橋善内<sup>印</sup>

坂井田民吉<sup>印</sup>

此規約書ハ、五通ヲ製シ、每町村ヘ一通ツ、領シ置クモノ也

【史料10】岡本太右衛門家所蔵『岐阜市史 史料編 近代一』（岐阜市、一九七七年）九三一〜九三二頁。

約定書

今般厚見郡上加納村地内ニ於テ、遊廓開設ノ儀、貴殿方ト連願致候ニ付、拙者所有地ヲ以テ右廓内ニ充ツルニ因リ、該地ヨリ生スヘキ利益ノ内金貳万貳千円ヲ上加納村・今泉村・小熊村・岐阜町・稲束村道路開設費及ヒ公益費途ノ内ヘ差出、右遊廓ニ関スル全權及将来願人ノ資格一切拙者ヘ引受候ニ相違無之、依テ将来右金員ニ付、拙者ヨリ一切異議申出間敷候、為後日約定書如件

明治廿一年八月七日

厚見郡上加納村

坂井田民吉<sup>印</sup>

大矢富治郎<sup>印</sup>

厚見郡今泉村 奥村庄介殿

同郡小熊村 岡本正樹殿

同郡岐阜町 本島源左衛門殿

同郡岐阜町 近藤伊三郎殿

同郡稲束村 小林哲次郎殿

同郡上加納村 千種治平殿  
篠田忠七殿

証

一金貳万貳千円

右明治廿一年八月七日約定書之通、正二受取候也  
明治廿一年八月十日

厚見郡岐阜町 本島源左衛門

近藤伊三郎

同郡小熊村 岡本正樹

同郡今泉村 奥村正介

同郡稲束村 小林哲次郎

同郡上加納村 千種治平

篠田忠七

大矢富次郎殿  
阪井田民吉殿

【史料 11】岡本太右衛門家所蔵『岐阜市史 史料編 近代一』（岐阜市、一九七七年）九三二頁。

願

今回遊廓設置ニ付、收得シタル利益金貳万貳千円ハ、厚見郡上加納村・小熊村・今泉村・稲束村・岐阜町ノ道路及公益事業費ニ相充テ度ニ付、右事業箇所ノ義ハ追々有志者協議之上御認可ヲ経テ施行仕度候、尤右金出納之儀ハ、有志者ニ於テ管理致、右敷地買上及工事之儀、県庁へ御依頼申上候間、何卒御担任被成下度、此段奉願上候也

明治廿一年八月

厚見郡岐阜町有志惣代 近藤伊三郎

有志惣代 本島源左衛門

同郡今泉村有志惣代 小川汲三郎

岐阜県知事 小崎利準殿

同 同郡小熊村有志惣代 奥村正介  
同 岡本太右衛門  
大沢儀三郎

同郡上加納村有志惣代 篠田作平

千種治平

【史料 12】岡本太右衛門家所蔵『岐阜市史 史料編 近代一』（岐阜市、一九七七年）九三二〜九三三頁。

証

一金貳万貳千円

今回有志者協議ノ上、公益事業ノ費途ニ供スル為メ、遊廓ヲ開設スルニ付キ、貴殿方ヲ以テ内実有志者ノ委員トシテ出願相成、右利益金大矢富次郎・阪井田民吉兩名ヨリ領収セラレ候分、前書金額之通、有志一同へ御引渡相成、正二領收候也

明治二十一年八月十日

厚見郡岐阜町・小熊村・今泉村・上加納村・稲束村有志惣代

本島源左衛門

近藤伊三郎

岡本太右衛門

大沢儀三郎

小川汲三郎

奥村正介

代印玉井伊三郎

篠田作平

千種治平

【史料 13】岡本太右衛門家所蔵『岐阜市史 史料編 近代一』（岐阜市、一九

七七年) 九三三頁。

願

厚見郡上加納村・今泉村・小熊村・稲束村・岐阜町道路開設及公益事業之内、停車場ヨリ岐阜二達スル八間道路及停車場用地買上等、既二着手相成候予算金、此際上納可仕之処、目下金員ニ差支有之候付、一時御繰替被成下度、尤モ該買金ノ儀ハ有志共有貸付金等之内ヨリ上納可致候間、右御聞届ケ被成下度、此段奉願上候也

明治二十一年八月十六日

厚見郡岐阜町 有志総代 本島源左衛門<sup>㊤</sup>

同 近藤伊三郎<sup>㊤</sup>

同郡今泉村有志総代 小川汲三郎<sup>㊤</sup>

同 奥村正介<sup>㊤</sup>

同郡小熊村有志総代 岡本太右衛門<sup>㊤</sup>

同 大沢儀二郎<sup>㊤</sup>

同郡上加納村有志総代 篠田作平<sup>㊤</sup>

同 千種治平<sup>㊤</sup>

岐阜県知事 小崎利準殿

【史料14】『岐阜日日新聞』明治21年6月12日

○又も娼妓 岐阜県下に娼妓館設置論は姑く跡を絶ち居りしが、岐阜公園の開設に際し、当地をよび加納町の有志者中右設置出願の計画を為し居る者ありといふ

【史料15】『岐阜日日新聞』明治21年7月4日

○遊廓設置願 先般来当地に滞留中なる東京の大矢富治郎及び上加納村の坂井田民吉の両氏より、厚見郡上加納村地内へ娼妓館設置の儀を此程小崎岐阜県知事へ願出でたるよし

【史料16】『岐阜日日新聞』明治21年7月6日論説

○娼妓館設置可否の利害如何 今日県治政略上に於て論ずれば、娼妓観設置願

は最早当局者に於て之を許可せざるべからざるの時勢に切迫したりといふべし  
：余輩聞く、名古屋・桑名等に於て：其遊客の人名を調査すれば岐阜県下の人其半に居ると：其遊興費は岐阜県下の損失にして、若し岐阜県下にして娼妓館の設置を許可したらんには：他府県人の来りて遊興に消費する金額も亦岐阜県下の収益となるべきなり：設置を許可するに於ては尚数個の利益あり、第一間接に地方税の収入を助くる事、第二市町村税の収入を増すこと、第三土地の繁栄を助くる事なり、然れども：娼妓は風俗及衛生上に害を及ぼすの恐あれば嚴に此が取締を為すべきは勿論、其設置の個所及び設置の位置に於て宜しきを得ざれば弊害随て生ずるものなれば：個所は岐阜・大垣・高山の三都会に過ぐべからず、又其位置は市街を距いて一廓を為さしめ：市街を広むるも互に混雑せざる様、予じめ其距離を計り置くは勿論、其営業も年限を定めて之を許可すべき者と思考するなり：

【史料17】『岐阜日日新聞』明治21年7月15日

○集会 厚見郡上加納村重立ちたる人には、一昨日同村の西覚寺に会し：岐阜市民より今度の矢氏等の遊廓設置計画を妨ぐる如き事ならば、仮令市制を行はるゝの日に至るも、断然岐阜と分離し、市制の計画中には入らざるべしと議決せしとか聞くが真偽は知らず：

○娼妓館設置願の始末：岐阜は：岐阜県庁所在の地にして：総て県下の中心と為るの資格を備へざるべからず、其改正を為すには莫大の費用を要し、到底岐阜市民が負担に堪ゆる所にあらず：昨冬市中の有志十数名が工風を凝らしたす娼妓館設置願を為し：其収益を以て改修費に充つれば如何といふものあり、是は妙なりと一同賛成したるも：深く其事を秘して他の人にも告げざりしが：追々時勢に迫られて改修を取急がざるべからざるゆへ、今春より工事に着手したる処に、厚見郡上加納村字美園町三丁目の酒造家の二男にて、数年前に出京し、株式取引の事に関係し大に利を得て当時仲買人と為り居る大矢富次郎氏が、三、四ヶ月以前に帰省して：同村字高巖の畑地一万五千坪余（今回娼妓館設置場所に充てゝ出願したる処）を買入れ、：前月末に至り突然大矢・坂井田の両氏より娼妓館設置願書を岐阜県庁に出したるより、曩に内談を為したる人々及

其他の者も大いに驚き、俄に騒ぎ立ちて：結局大矢氏等出願の趣意も其利益を市区改正費の方に出すといふにありて、岐阜市中の有志者との間に段々と折合が付き、近日孰つれか一和の纏を為し、其願意を一層確かむるといへば：

【史料18】『岐阜日日新聞』明治21年8月14日

○遊廓設置の結局：最初の願人兩名と岐阜・小泉・小熊等各町村の有志者との間に調査の策を講せんと其筋の人が立入りて：漸く話が纏りて一昨日設置願書を本県へ差出したり、其出願の前夜、最初の出願人と各部落有志者との間に取換せる約定の趣意なりといふを聞くに、該業開始に付生ずる地所の収益金より貳万二千元を以て市区改正等各部連帯に関する公益事業の費途に充て、其営業上の権利其他一切の処理は坂井田民吉氏に属せしめ：茲に結局を告げたりと

【史料19】『岐阜日日新聞』明治21年8月19日

○遊廓設置の許可 当地遊廓設置願許可の指令は、昨日の紙上に記載したる如く、去る十六日附を以て営業年限向ふ十五年間とし、願人に下附せられたれば、兼て待構へ居る名古屋及び桑名等の商売筋の者は：同地方より昨日当地へ駈付来るものあるよしにて、該営業管理人の手許は中々繁忙などいふ：

【史料20】『岐阜日日新聞』明治21年10月24日

○金津遊廓の開業 予て通人・粋客方の御待兼なる当地金津廓の貸座敷は愈々来る十一月一日より開業するよしにて、娼妓は上・中・下の三等に分ち、上等娼妓一夜玉代壹円、中等娼妓同上七拾円、下等娼妓同上五拾錢にて、別に線香など云ふ事はなく、一夜を十二時前、十二時後に仕切り、十二時前後にて遊ぶ客は玉代各々半額なりと云へば：越後の新潟風を習ひたる者と思わる

【史料21】「岐阜県史稿 制度部 禁令」卷二〇（国立公文書館）

明治九年一月廿日 売淫罰則制定ノ儀ヲ達示ス

〔本県達〕 本年太政官第一号御布達有之候ニ付、当県管内売淫罰則左之通相定候条、此段相達候事

売淫罰則

第一条 売淫ヲ為シ及ヒ媒合容止スル者、初犯ハ拾円以内、再犯以上ハ貳拾円以内、窩主初犯ハ拾式円以内、再犯以上ハ貳拾五円以内ノ罰金ヲ科ス

第二条 無力ニシテ罰金ヲ徴収シ難キモノ、売淫及媒合容止初犯ハ二ヶ月以内、再犯以上四ヶ月以内、窩主初犯ハ二ヶ月半以内、再犯以上ハ五ヶ月以内ノ苦使ニ処ス

第三条 売淫ニ類スル猥褻ノ現跡ヲ認ムル三度ニ至ル者ハ、此規則ニ照シ処置スヘシ

右之通相定候事

同月二十三日密ニ売淫シ、或ハ売淫ニ類似スル所業ヲ禁ス

〔本県達〕 売淫ノ儀ハ、当管内兼テ嚴禁ニ候処、中ニハ猶未タ陋習ヲ不改、密々右ノ業体ヲ當ミ、法官ノ問フ所トナリシ者、往々不少、又或ハ市街駅并ミ旅宿料理渡世向雇婦等ノ内ニハ売淫ニ類似セル猥褻ノ所業ヲ為ス者モ有之哉ノ趣相聞以ノ外ノ事ニ候、今般第四十六号ヲ以テ売淫罰則相達候ニ付テハ、向後其筋ニ於テ一層嚴密探偵ヲ遂ケシメ、右体ノ所業有之者ハ、屹度処分ニ及フ可ク候条、区戸長以下ニ於テ懇篤示諭ノ上、取締方行届候様深ク注意致スヘク、万一諭説ノ旨不相用所業振り疑ハ敷者モ有之ハ、本人及ヒ戸主若シクハ其家長名前書記シ、区内出張所・屯所ノ内へ兼テ申報可致置、此段相達候事

（明治十年） 同月（七月） 廿三日 売淫罰則改定ノ儀ヲ達示ス

〔本県布達〕 売淫罰則改定候条、此旨布達候事

売淫罰則

第一条 売淫及媒合容止スル者并窩主タル者ハ、一円ヨリ少ナカラス、貳拾円ヨリ多カラサル罰金ヲ科ス

第二条 前条ノ罰ヲ犯シ、無力ノ者ハ十日ヨリ少ナカラス、五月ヨリ多カラサル苦使ニ処ス

第三条 資力アルモノト雖、犯情ニ依リテハ専ラ苦使ニ処シ、又ハ罰金・苦使

併セ科スルコトアルヘシ  
第四条 売淫ニ類スル猥褻ノ現跡ヲ認ムルニ度以上ニ至ルモノハ売淫ニ準ジテ  
論ス